

オプションサービス契約書

サンベストビレッジ浮間公園
サービス付き高齢者向け住宅

_____様（以下、「利用者」といいます。）とサンベストビレッジ
浮間公園（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う生活支援「オ
プションサービス」（以下「オプションサービス」といいます。）について、以下のとお
り契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対してオプションサービスを提供し、利用者は事業者に対し、
そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 _____年 _____月 _____日から、契約が終了されるま
でとします。

（オプションサービスの内容）

第3条 事業者が、利用者に対して行なうオプションサービスにおいて、提供できるサービ
スは次のとおりです。

（1）買物代行及び家事援助

- ①外出介助
- ②買い物同行・代行
- ③家事全般

（2）健康管理

- ①バイタルサイン測定、健康相談
- ②連携医療機関による定期訪問診療の連絡・立会い

（3）通院時の付き添い

- ①公共の乗り物を利用した通院介助
- ②病院、施設内での介助、見守り等通院時の付き添い

（4）食事の提供

1日2食（朝・夕）を基本として提供いたします。

なお料金については別紙のとおりです。

（5）所在不明時の検索及び関係機関への連絡など。

交通費が発生した場合の実費は、入居者様の自己負担とします。

（6）その他

上記の他お手紙や書類の整理・代筆をします。ただし専門的知識を要しないものに限らせ
ていただきます。

(オプションサービス方法)

第4条 事業者が提供するオプションサービスの内容・利用回数・利用料については、契約書別紙に記載します。

2 利用者は、事前の申し出により、オプションサービスの内容を変更することができます。

3 事業者は、コーディネーターが行なうサービス提供ごとに利用者の確認を受けることとします。

4 事業者は、利用者からサービスの変更の申し出があった場合、新たに別紙を作成し、利用者等へ説明の上、同意を受けることとします。

(コーディネーター)

第5条 事業者は、事業所職員、介護福祉士または介護職員初任者研修課程または実務者研修課程を修了した者の中から選任し、オプションサービス事業に従事させます。

(サービス利用料金)

第6条 利用者は第3条および第4条に定めるサービスについて、事業者が作成した別紙記載のサービス料金表に定めるサービス内容、時間、休日等の定めに従い、サービス利用料金を事業者に支払うものとします。

2 利用者はオプションサービス実施のために必要な水道・ガス・電気等の費用および交通費（通院、買い物などの際、交通機関を使用した場合）を負担します。また、当該職員が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

3 サービス利用料金は1か月ごとに計算し、翌月15日までに請求書を発行します。利用者はこれを所定の期日までに支払うものとします。なお、振込手数料は利用者の負担とします。

4 事業者は、利用者から利用料の支払いを受けたとき、領収書を発行します。

(利用の中止、変更)

第7条 利用者は、利用期日前に、サービスの利用を中止することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後5時30分までに事業者に申し出るものとします。

2 利用者が利用期日に利用の中止を申し出た場合は、所定の取り消し料を事業者に支払っていただく場合があります。

3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更等の申し出があった場合、可能な限り、その変更を受け入れるように努めます。

(利用料金の変更)

第8条 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、事業者は利用者に対して変更を

行う日の1か月前までに文書で通知することにより、当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2 利用者が利用料金の変更について、意思表示が無く、変更期日を経過した場合は、利用者が同意したものとみなします。

3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解除することができます。

(契約の解除)

第9条 利用者は、本契約の有効期間中、契約解除を希望する日の7日前までに事業者に通知することで本契約を解除することができます。但し、利用者の急変、急な入院などやむを得ない事情のある場合は、契約解除を希望する日の7日以内であっても、この契約を解除することができます。

(利用者からの契約解除)

第10条 利用者は事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には本契約を解除することができます。

(1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるオプションサービスを実施しない場合

(2) 事業者もしくはサービス従事者が第12条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第11条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

(1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2) 利用者が支払うべきサービス利用料の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合

(3) 利用者等が故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為をおこなうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、個人情報の適正な取り扱いに関して、『個人情報の保護に関する法律』、その他関連法令等ならびに株式会社サンベスト東信が定める『個人情報の利用目的』を遵守します。

2 事業者は、収集・保有する利用者および利用者の家族等の個人情報の利用目的を明確にし、原則として本人の同意を得た上、その目的を達成する範囲で、適正に個人情報を収集、利用および第三者へ提供します。

3 事業所の職員は、正当な理由がない限り、オプションサービスを提供する上で知り得た利用者および利用者の家族等の秘密を第三者に漏らしません。その職を退いた後も同様とします。

4 事業者は、職員等がオプションサービスを提供する上で知り得た利用者および利用者の家族等の秘密を他に漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

（緊急時の対応）

第13条 事業者は、オプションサービスの提供中に、利用者の身体の状態に著しい変化が見られた場合は、『緊急時連絡票』に記入された家族等にすみやかに連絡いたします。

（損害賠償責任）

第14条 事業者は本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責めに帰すべき事由により利用者が生じた損害について賠償する責任を負います。

但し、利用者に故意または過失が認められる場合には、損害賠償を減じることができるものとします。

（本契約に定めのない事項）

第15条 本契約に定められていない事項について問題が発生した場合には、事業者は諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

2 利用者及び事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

契約書別紙

1. コーディネーターが行なうことのできないこと

- ・医療行為

2. コーディネーターと金銭の扱いについて

- ・通帳や印鑑をお預かりすることはありません。
- ・日常生活品等を購入するために金銭等をお預かりする場合は、購入品、つり銭およびレシートの確認をお願いします。
- ・立替払いの発生が予見される場合は、事前に家族または介護支援専門員の了解を得てから実施します。

3. オプションサービス料金について

- ①外出同行・買物代行及び家事援助、健康管理、通院時の付き添い介助、所在不明時の対応、その他

サービス利用時間	外出同行・買物代行及び家事援助	健康管理	通院時の付き添い介助	所在不明時の対応	その他
30分未満	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
30分を超えるごと	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円

※夜間休日料金について（25%増しとなります。）

※休日扱い日：日曜日及び祝日、夜間の時間 午後5時30分以降または午前8時30分以前のサービス

※年末年始（12/29～1/3）は休止致します。

②食事 朝食：360円 夕食：620円 （軽減税率8%対象）

※居室への配膳及び、下膳を希望する場合は、配膳料1回60円・下膳料1回40円をいただきます。

※キャンセルの場合は前日17時までにお知らせください。それ以降のキャンセルは料金（実費）をご負担いただきます。

4. 取り消し料

利用者の都合でサービスを中止する場合は、取り消し料がかかる場合があります。

※①についてはサービス利用日の前日までに連絡があった場合 無料

サービス前日までに連絡がなかった場合 一律 1,600円

緊急時連絡票

《家族等》

No	ご家族氏名	続柄	住所	電話番号	時間帯

《主治医》

No	病院名	主治医名	住所	電話番号	